第2期西原町人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務委託

企画提案仕様書

令和4年6月6日

西原町 総務部 企画財政課

1.業務名:第2期西原町人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務委託

2. 業務目的

西原町では、平成27年度に「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に基づき、町の地域課題の総合的解決と魅力あふれる地方創生を実現するため、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「人口ビジョン」及び今後5年間の実行計画となる「総合戦略」を策定した。本業務は、近年の人口動態等を踏まえた「人口ビジョン」の改訂及び現状分析を踏まえ、更なる地方創生の展開に向けた次期5か年を計画期間とする「第2期総合戦略」の策定を目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和5年3月24日までとする。

4. 業務内容

(1) 人口ビジョンの改定支援

国が示す「地方人口ビジョンの策定のための手引き」を参照し、本町人口ビジョンの改定を行う。なお、改訂に伴う人口ビジョンの対象期間は、2020(令和2)年から2060(令和42)年までとし、以下内容を取りまとめるものとする。

ア. 基礎データの収集整理及び現状分析

人口ビジョンに必要な基礎データを収集整理し、人口動向分析(総人口や年齢3 区分別人口、出生・死亡率、転入・転出数等の時系列の状況を分析)や人口の変化が地域の将来に与える影響の分析、考察を行う。

イ、将来人口の推計と分析

出生率や移動率などについて仮定値を変えた総人口推計の比較や将来人口に及ぼ す自然増減・社会増減の影響度を分析する。

ウ. 人口の将来展望に必要な調査(住民意識調査)及び分析

人口の将来展望にあたり、以下項目の調査を実施し、集計(単純集計やクロス集計)、結果を分析(単純集計やクロス集計)した上で総合戦略へ反映を行う。

調査内容:① 住民の結婚・出産・子育てに関する意識や希望の調査

- ② 地方移住の希望に関する調査
- ③ 高校、専門学校、大学卒業後の地元就職率の動向や進路希望の調査
- ④ 圏域を単位とする地域連携に関する調査

数量:3,000件

対象: 町内在住者で各年代の男女を対象とするが、調査内容によっては町と協議の上、 対象を決定する。

(2) 第2期総合戦略(案)の策定支援

第2期総合戦略の対象期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度の5か年とし、以下内容を取りまとめるものとする。

ア. 現計画 (第1期) の状況把握及び課題、方針の整理

現行計画の取組状況やKPI(重要業績評価指標)等の達成状況を把握し、それぞれの効果や達成具合の要因、課題等を整理する。また、本町各種計画の施策、事業等の整合を図りながら本町が目指すべき地方創生への取り組み方針を整理する。

イ.基本目標、施策検討、KPI(重要業績評価指標)の設定

上記ア、イ及び人口ビジョンの分析等を踏まえ、第2期総合戦略における基本目標や具体的な施策、KPI(重要業績評価指標)の設定を検討する。

ウ、各種会議等の開催支援

① 会議の運営支援

以下会議の運営支援(資料作成、進行及び議事録作成)を行う。なお、会議開催に 先立って事前の打ち合わせ等を十分に行うこと。

- ・庁内会議(3回程度想定)
- ・西原町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会(3回程度想定) ※ 外部委員会の委員選定、招集及び報酬支払は町で行う。

② パブリックコメントの実施支援

第2期総合戦略(案)に関し、本町が実施するパブリックコメントの意見に対する 対応策の助言等の支援を行う。

(3) 成果品の作成

本業務が完了した時は、成果品を以下のとおり作成すること。

- ア. アンケート調査 報告書 … 1部
- イ. 第2期西原町人口ビジョン及び総合戦略 計画書(本編) … 30部
- ウ. 第2期西原町人口ビジョン及び総合戦略 計画書(概要版) … 100部
- エ. 上記、アからウの電子データ(CD-R) ··· 一式
- ※ 報告書及び計画書は、本町が編集可能な形式で作成すること。また原則としてA4縦型左綴じ製本とすること。
- ※ 電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能なデータを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合には、本町の了解を得るものとする。

5. 留意事項

(1) 個人情報の取り扱いについて

本業務の実施に伴い、個人情報を取り扱う場合は、西原町個人情報保護条例(平成12 年西原町条例第2号)の規定を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務について

受託事業者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、提供を行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。

(3) 所有権等について

本業務で得られた成果品の所有権、著作権及び利用権は本町に帰属するものとする。また受託事業者は、著作者人格権を行使できないものとする。

(4) その他

- ア. 成果品納品後に発生した受託事業者の責めによる不備が発見された場合は、無償で 速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- イ.他にこの仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

6.担当部署

西原町役場 総務部 企画財政課(チャレンジプロジェクトチーム)

所在地:〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

TEL: 098-945-4533 FAX: 098-946-6086 E-mail: c-project@town.nishihara.okinawa.jp